

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月11日（水）午前9時30分から午前10時05分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（13名）

農業委員	6名
推進委員	7名
4. 欠席委員（2名）

農業委員	2名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第49号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第50号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第51号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第52号山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について
 - 日程9 その他
 - 日程10 今後の行事
 - 日程11 閉会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

- 事務局長 おはようございます。それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。
- 山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年10月期の農業委員会総会を開会いたします。
- 日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
- 会長 (会長挨拶)
- 事務局長 次に日程3、「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。
- (なしの声)
- 事務局長 ないようですので次に入りたいと思います。
- 事務局長 日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
- 議長 はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は6番農業委員、2番会長職務代理者をお願いいたします。次に日程5、議第49号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは、議第49号について説明をいたします。総会資料の1ページをご覧ください。議第49号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年10月11日提出、山江村農業委員会会長。2ページ、3ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。4ページ目に地籍図を添付しております。(場所について説明) 今回の解約の目的につきましては、農地バンクとのですね契約が終了となっております。現況は災害被災農地

である為に、継続しての貸し付けが、耕作ができないということでありましたので、今回、合意解約の通知が出ているということでございます。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、意見何かございませんか。

6番農業委員 はい。

議長 はい、6番農業委員。

6番農業委員 この目途はどのくらいなのでしょう。

議長 事務局よりお願いします。

事務局長 はい。ここがですね、県道の、改修の予定があっておりまして、今のところ予定ではですね、令和7年3月31日以降にですね、復旧を行うというような流れだそうです。以上です。

議長 よろしいですか。

6番農業委員 はい。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。議第49号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第49号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程6、議第50号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第50号について説明をいたします。総会資料の5ページをお開きください。議第50号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年10月11日提出、山江村農業委員会会長。6ページ、7ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。8ページに地籍図を添付しておりますが、ちょっと小さい所でございます(場所について説明)。解約の目的につきましては、借り手の体調不良の為ということでございます。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員 1つよろしいでしょうか。

議長 はい。〇〇推進委員どうぞ。

〇〇推進委員 あの、この土地は非常に狭く感じるんですけど、これ分筆かなんかしてあって、全体的にはまだ面積は広いんでしょうか。

事務局長 はい。ですね。これは今、その小さい面積なんですけども、実際はですね、その8ページの図面でいきますと三角の上の方ですね、ちょっと大きい三角といいますか、あると思うんですけど、ここがですね現状は1筆になってます。以前ですね、ここの案件については何月か忘れちゃったけれども、合意解約ということですね、ここの案件は上がってきておりましたけども、この筆だけ残っていたということで今回上がってきた案件となっております、基本的には1筆になっている土地でござ

います。一応、分筆になっているということで、今回は上がってきております。

〇〇推進委員 分かりました。全体が広いんじゃないかなと思いましたが、何でその中の1部なのかなと思ひまして。

会長職務代理者 よかですか。ここは現在、不作付地になっとつとですかね。稲か何か作ってあつとですかね。

事務局長 いえ、今は作ってないです。

会長職務代理者 作ってないんですね。

事務局長 はい。

議長 その後は誰か作る予定とかありますか。

事務局長 これについては、以前、ここも合意解約ですね、借りられてた方の体調不良ということで合意解約が出てましたけども、何筆かについてはですね公社を通して契約ができておりますけれども、今この所だけはですね、まだちょっと見つけている段階というところではございます。

議長 他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第50号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第50号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程7、議第51号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第51号について説明をいたします。総会資料9ページをお開きください。議第51号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和5年10月11日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、10ページをお開きください。農地法第5条によります、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。11ページに申請書の写し、それから、関係事項等につきましてはご覧の通りとなっております。申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地であると判断いたしました。12ページから13ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、担当推進委員と共に10月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員の方から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。10月5日午後1時30分より立会いを行っております。立会いには譲渡人、譲受人それと担当推進委員、事務局長と私、5名で行っております。(場所について説明)。譲渡人の方は以前は兼業農家でしたが高齢になり農地の管理だけをされているという状況でした。(譲受人について説明)。もし建築が許可されたなら山江村に移住されて人口も増えるということですので、また土地も有効利用できるということになります。慎重な審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

議長 はい、〇〇委員。

〇〇推進委員 確認ですけど、申請面積が 501 m²になってますが、一般住宅は 500 m²未満だと聞いております。これは進入路等を考えれば 500 m²未満ということよろしいでしょうか。

事務局長 はい。一応ですね、原則 500 m²未満となっておりますけれども、今言われたとおり進入路とかですね、全面的に家をそこに 500 m²ですね作るはずはございませんので、そういう理由からですね若干 1 m²くらい出ますけれども、そのあたりは許容範囲ということで対応している所であります。

〇〇推進委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

議長 はい。4 番農業委員。

4 番農業委員 ここは何も作付けはされてないというか、近年は作ってないんですかね。

議長 事務局よりお願いします。

事務局長 はい。お伺いしましたところ近年は作ってないというようなことになってます。

4 番農業委員 はい。

議長 他に質疑・意見ございませんか。

会長職務代理者 よかですか。

議長 はい。〇〇委員。

会長職務代理者

すぐ横は民家のあるわけですかね。

事務局長

これで言いますと、左側ですかね。左側が住宅が1件あります。その13ページの写真ですけれども、一応、赤で枠をしております所の左側が先ほど言いました住宅の間をですね、少し間が空いてると思うんですけど、ここは、その奥ですね、奥に農地が残ってます。その農地は今後でもですね、使われるということで、一応この赤で囲んである面積に対して住宅建設が行われますけれども、横の空いてる所から入って行って奥の方のですね、農地としてまだ譲渡人の方が今後も農業を行っていくということで、農地が何年か前に分筆をされたというような話を聞いておりますので、残った形になってます。ここの空いてる所から出入りをされるというようなことを聞いております。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

4番農業委員、何かありますか。

4番農業委員

いえいえ。

議長

それでは、ないようでですので、採決をいたします。議第51号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第51号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8、議第52号「山江村農用地利用集積計画(第9次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第52号について説明をいたします。総会資料の14ページをお開きください。議第52号「山江村農用地利用集積計画(第9次)に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画(第9次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項

の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年10月11日提出、山江村農業委員会会長。15ページ、16ページが意見書の写しとなっております。17ページが総括表となっております。それから18ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から「賃借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は約10年、公社と借り手も約10年の契約となっております。借り手の経営面積は、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は4,497㎡でございます。19ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧表となっており、前頁の詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。合計1件の4,497㎡で今回の集積となります。以上でございます。

議長

はい。ここで賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇町の会社経営の方でございます。21ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は、貸し手と公社は10.2年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。22ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10.2年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。23ページから24ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに10月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。10月5日午前9時より、貸し手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(場所について説明)。23ページの写真で見ていただければいいかと思っております。現在は3年ほど耕作していないというようなことで、雑草が大人の背丈ほど伸びていますが、事務局の方で受け手の方に確認をしましたところ、〇〇を栽培したいというようなことでした。近くに受け手の耕作地があるのですが、綺麗に

管理されていまして。雑草の処理には手間はかかると思いますが問題はないかと思いますが、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

議長 はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員 譲受人の方ですけれども、株式会社になっておりますがどういう職業でしょうか。

議長 事務局、お願いします。

事務局長 はい。〇〇町と書いてますけれども、現在もですね、〇〇村の方で何筆かですね、農地の方は今までも借りられている、農業が基本の会社でございます。

〇〇推進委員 わかりました。

議長 よろしいですか。

〇〇推進委員 はい。

議長 他に。〇〇推進委員。

〇〇推進委員 なんか、〇〇を作られるということだったんですけど、〇〇さんは何か〇〇関係の仕事ですか。そういうわけじゃないんですか。

議長 事務局、お願いします。

事務局長 はい。今後は〇〇とかですね、されるということですので、どこかに

〇〇業のですね関係の方に〇〇としてですね、渡されるようなことではないかというふうに思っております。

議長 よろしいですか。

〇〇推進委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方からの、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員 すみません、1つだけ教えていただいても良いでしょうか。

議長 はい。どうぞ。

〇〇推進委員 ご質問です。21ページの利用権設定関係の、その他の権原者というのはどういう風にしてあるんですかね。

議長 事務局お願いします。

事務局長 (権原者について説明)

〇〇推進委員 すみません。ちょっと意味が分からなかったものですから。権原者が何人もいるというのが、この中に。

事務局長 はい。まだ〇〇さんの方が亡くなられてですね、その後にまだ相続も実際になってないのかなというふうには思っているところではございます。

〇〇推進委員 ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

〇〇推進委員 はい。

議長

他に意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 2 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、日程 9 「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

- ホームページ用議事録について
- 活動記録表について
- 利用状況調査について

議長

それでは次に日程 10 「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは日程 11 「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 10 月期総会を閉会いたします。

令和 5 年 10 月 11 日(水)午前 10 時 05 分終了

議長_____

委員_____

委員_____